

平成26年度第1回宗像市景観審議会議事録

平成26年12月19日（金）14:15～15:50

宗像市役所2階 202会議室

■出席者

委員	出欠	委員	出欠	委員	出欠
◎日高 圭一郎	出	○柴田 久	欠	大方 優子	欠
萩島 理	出	葦津 幹之	出	花田 省蔵	出
立部 瑞真	欠	梶原 富子	出	野田 聖子	出
前田 誠	出	梅田 芳徳	出	平松 秋子	出

◎印は会長、○印は副会長

1. 宗像市景観まちづくりプラン・宗像市景観計画の概要及び景観審議会の役割について
《質疑・意見》

① 景観アドバイザーについて補足説明をしていただきたい。

- ・景観アドバイザーについては、景観計画のP43に図を示している。景観アドバイザーは、届出の個別案件について、景観形成基準に適合するかどうか市で判断しづらい時にアドバイスをいただき、それを先方に伝える役割を担っている。現在4人に景観アドバイザーをお願いしている。

2. 今年度の審議予定事項について

(1) 屋外広告物条例の制定

《質疑・意見》

② 屋外広告物のほか、例えば自動販売機については色彩の規制などをどう考えているか。

- ・景観計画のP29に景観重点区域における自動販売機の景観形成基準を示している。色彩の数値基準は設けていないが、「建物に附属させ、建物と調和するような色彩を選定するなど修景を行う。」などの基準を設けている。

③ 自分の敷地以外の野立広告物は禁止にし、案内誘導広告物であれば設置できることにしているが、そこを心配している。矢印などを付けて、すべて案内誘導広告物にした場合はどうなるのかな、と思う。それを抜け道にすることがあると思うので。

- ・案内誘導広告物の基準案は資料3のP12に示しているが、例えば県道69号沿いなどの第1種禁止地域では、設置できる場所を限定したり、広告物相互の距離を離したりする基準を現在検討している。

④ 市の条例制定により、既存の広告物が違反になる場合はどのように考えているか。

- ・条例施行時に設置している広告物で違反となるものには、違法なものと適法なものがある。元々の県条例に違反していたものは撤去してもらうこととなるが、県条例の規定に適合していたが市条例で不適格となる広告物については、慎重に取り扱いたい。

そのため、経過措置の期間を設けたいと思っており、具体的な期間については現在協議中である。経過措置の期間などについても、この審議会に諮りたい。

(2) 景観計画の変更

《質疑・意見》

⑤市道東郷駅前線は、東郷駅から東口に抜ける今ある道のことか。

・東郷駅北口の駅前広場から旧国道3号に接続する道路が市道東郷駅前線で、現在工事
中の新しい道路である。

⑥今現在、商店街を通過して東側に抜けている道路は景観重要道路ではないのか。

・その道路は県道東郷駅停車場線（県道513号）で、景観重要道路の候補になっている。

⑦景観重要道路は、今回候補としている道路のほか、今後増やすこともありうるのか。

・今後、必要に応じて景観重点区域を増やしていくことと連動して、景観重要公共施設
も増やしていくことを想定している。今回は、世界遺産登録の取り組みを優先して、
若宮インターチェンジを1つの玄関口として、宗像大社、神湊までをつなぐ道路を景
観重要道路の候補とした。新たな景観重要公共施設については、今後、景観審議会の
中でご意見をいただきながら指定していきたい。

⑧景観条例の制定や市街化調整区域の設定など、今のところ規制が先行している状態だと思
う。高齢化、人口減少が進む中、今のままでいくと、30年後は玄海地域にはほとんど
人がいない状況になりかねない。玄海地域の将来に向けてのマスタープランづくりも合
わせてやっていく必要があると思う。規制だけでなく、そのような計画づくりを同時進
行で進めていかないと、住民から反発を受けると思う。

・規制ばかりと捉えられていることは庁内でも認識している。夢のある話として、玄海
地域の今の良好な景観や歴史文化資源、自然資源を活かしてこういうまちにしてい
くんだ、という構想があり、その実現のために景観条例や屋外広告物条例を制定する、
という説明をしなければならないが、順番が逆になっている面がある。そのため、
世界遺産登録推進室が中心となって「緩衝地帯のランドデザイン」の検討に今年度
から取り組む予定であり、都市計画課も一緒に取り組もうとしている状況である。

⑨宗像市は海に面した地域が大切だと思うが、洋上に太陽光パネルなどが設置される可
能性も考えておいた方がよいのではないか。

・景観計画の中で太陽光パネルに対する景観形成基準を定めており、景観誘導を行っ
ている。ただし、太陽光パネルはどこにでも立地できる状況にあり、国が法律を変えな
い限り立地することは止められない。海上については、県の条例によって風力発電の
設置などは制限を受けることになっている。

⑩説明の中で、コンビニエンスストアの事例があったが、せっかく建物や広告物の色彩を
抑えているのにゴミ箱の色彩は鮮やかなままだった。ゴミ箱も同じような色彩に変え
れば違和感がない。これから重要な所にできる建物があれば、広告物条例ができる前
でも先にお願ひしたらどうか。

・検討課題としたい。

72

73 **3. 次回開催日について**

74 次回の審議会は平成 27 年 2 月 4 日（水）14:00～開催予定とする。